



# 経営面の審査・評価の 現状と課題について

大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会 会長  
学校法人 金沢工業大学 学園長・総長

黒田 壽二



## 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会について

私立大学審議会は、昭和62年(1987)9月行政改革の一環として、私立学校法上の「私立大学審議会」が学校教育法上の「大学設置審議会」に統合され、大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会に移行された。

### 旧法：私立大学審議会

- 旧私立学校法第18条第1項 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、文部省に、私立大学審議会を置く。
- 同条第2項 私立大学審議会は、私立大学及び私立高等専門学校に関する重要事項について、文部大臣に建議することができる。

### 新法：大学設置・学校法人審議会

- 学校教育法第69条の4第1項 文部省に、大学設置・学校法人審議会を置く。
- 同条第2項 大学設置・学校法人審議会は、この法律、私立学校法及び私立学校振興助成法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。
- 同条第3項 大学設置・学校法人審議会は、前項に規定する事項に関し、文部大臣に対し建議することができる。

# 学校法人分科会の役割

学校法人の寄附行為(変更)認可における審査の視点

学校法人の適格性

- ①管理運営体制
- ②管理運営状況
- ③財務状況・経営の見通し

設置に関する事業計画

- ①標準設置経費、標準経常経費の準備状況
- ②施設設備の整備状況
- ③寄付金・補助金の状況

事務処理の適格性

- ①事務処理機能の適正
- ②事務処理体制の正当性
- ③諸規則の整備状況

既設校の定員充足状況

- ①法人の設置する学校全般の状況

その他

- ①情報開示の状況
- ②既設校の改廃状況



## 学校法人分科会の業務

1. 学校法人設立の適法性についての審査
2. 学校法人寄附行為の適法性について
3. 役員及び理事会の適法性について
4. 設立資金調達の適法性について
5. 大学等設置経費の適法性について
6. 財務内容の健全性、適法性について
7. 学校法人経営の健全性、安定性、適法性について
8. 学校法人の運営組織の健全性、適法性について
9. 学校法人が設置する大学等の設置基準適合性について
10. 監事機能の健全性について
11. 学校法人の情報開示について
12. 学校法人の現状把握調査について



## 学校法人の寄附行為(変更)認可に関する 審査基準のこれまでの改正概要 (平成15年以降)

### 1. 立地条件の緩和

- ・ 工業(場)等制限法の廃止に伴い規制を撤廃

#### 首都圏等の立地規制を撤廃自由化

### 2. 校地自己所有要件の緩和

- 校舎基準面積相当分以上が自己所有であれば可
- 大学院専用は10年以上の使用保証があれば、民間からの借用を可
- 校舎基準面積の3倍基準を収容定員一人当たり10m<sup>2</sup>



## 学校法人の寄附行為(変更)認可に関する 審査基準のこれまでの改正概要 (平成15年以降)

### 3. 校舎自己所有要件の緩和

- 校舎基準面積を超える部分は20年以上の使用保証があれば、借用校舎で可とした。
- 大学院大学の新設は、申請時に10年分の借用経費を財源として保有していれば、全部または一部を民間から借用しても差し支えないこととした。
- 私立大学が連合して専門職大学院大学を設置する場合は、参画する学校法人の校舎を借用することができることとした。
- 社会人を対象とした本校以外の教育施設(サテライトキャンパス)の借用を可とした。



## 学校法人の寄附行為(変更)認可に関する 審査基準のこれまでの改正概要 (平成15年以降)

### 4. 標準設置経費・標準経常経費の緩和

- ・ 標準設置経費の学部の種類等を系統別に大別化した  
(人文社会系、自然系、その他、医学、歯学)
- ・ 標準設置経費の算定 建築工事費及び物価の実状を考慮して引き下げた(17年度申請分より適用)
- ・ 標準経常経費の算定 人事院勧告の給与改定率を考慮して引き下げた



## 学校法人の寄附行為(変更)認可に関する 審査基準のこれまでの改正概要 (平成15年以降)

### 5. 設置に必要な財源の緩和

#### ◎既設学校法人が大学等を設置する場合

- 1) 設置経費および開設年度の経常経費の50%の範囲内で借入金を充当することを可とした。ただし、申請時に財源に充当する借入金を含め負債率が25%以下であり、申請前々年度から完成年度までの各年度の負債償還率が20%以下で、かつ、申請時に設置経費等に充当する借入金相当の資産を保有していること。
- 2) 財源保有形態は、支払時期までに現金化できる有価証券を財源に充てることを認めた。

#### ◎新設学校法人が大学等を設置する場合

- 1) 申請時に設置経費および開設年度の経常経費に相当する額を寄付金等の自己財源で収納していること。
- 2) 校地校舎が借用の場合は、開設年度から完成年度までの経常費相当額を財源として保有していること。





## 学校法人の寄附行為(変更)認可に関する 審査基準のこれまでの改正概要 (平成15年以降)

### 6. 負債償還率の緩和

- 負債償還率は期中短期借入及び未払金を除いて、20%を上回らないこと。
- 余裕資金等による繰上償還を行なった場合は、その元本分を除いて20%を上回らなければ差し支えないとしたこと。

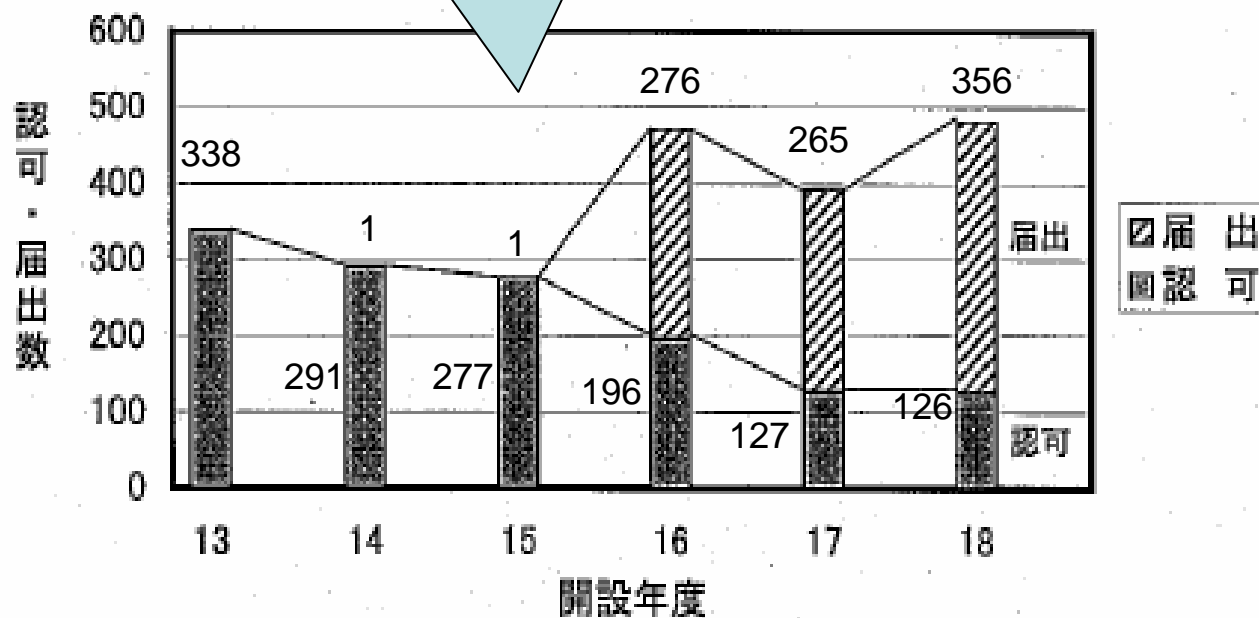
### 7. 定員管理の強化

- 既設学部等の入学者数が入学定員を著しく超過していない
- 1.5倍から1.3倍へ (平成18年度は1.40倍、  
平成20年度は1.30倍 経過措置あり)

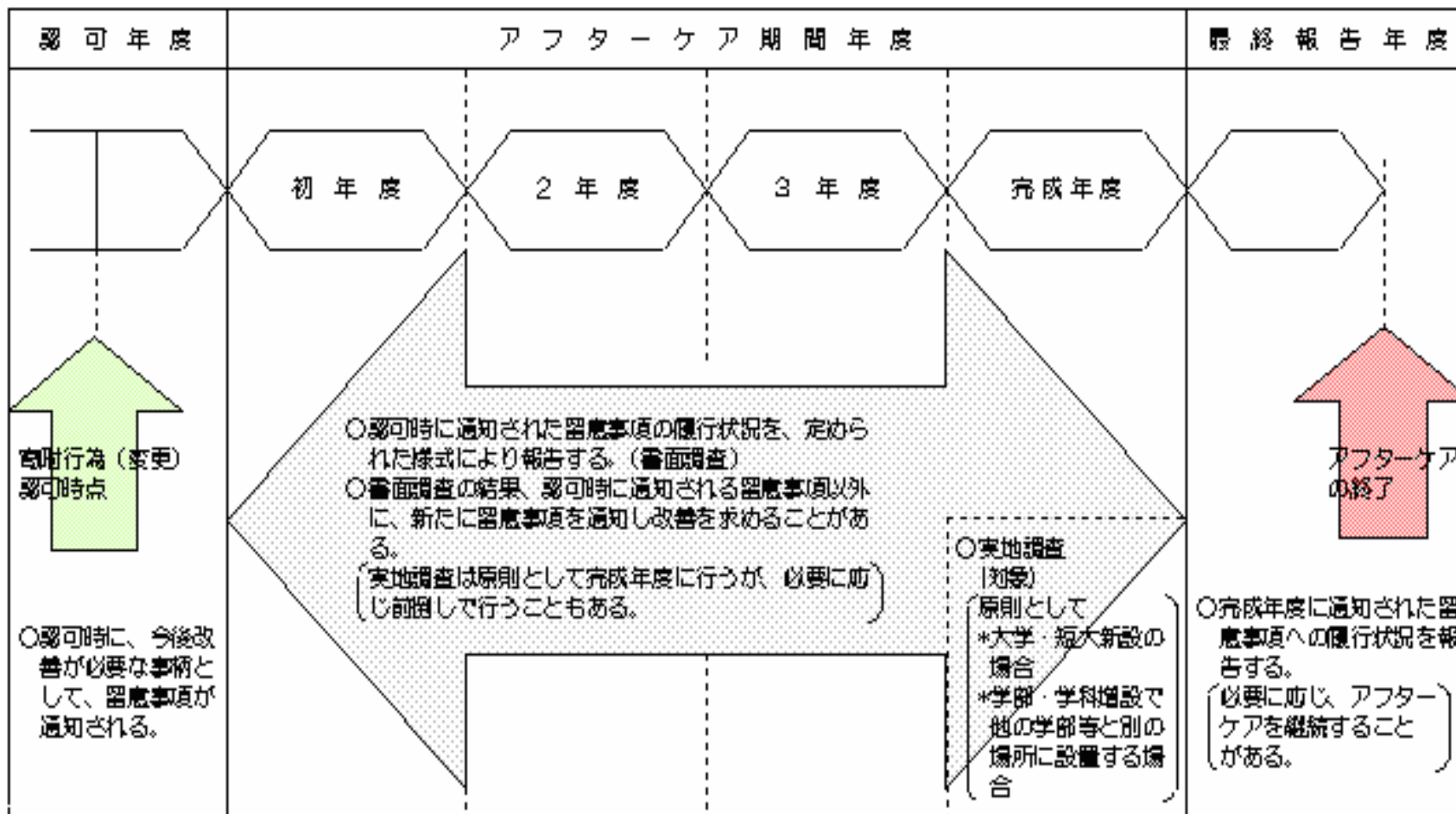
# 大学の設置認可と届出の動向

- 届出制の導入により、組織改編の件数が増加。  
(例年300件前後 → 平成16年度472件, 平成17年度392件, 平成18年度482件)
- 組織改編全体の過半を届出設置が占める。  
(平成16年度58.5%, 平成17年度67.6%, 平成18年度73.9%)

平成15年4月届出制導入



# 大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財政 状況及び施設等整備状況調査(アフターケア)





# 私立学校法改正の論点と 学校法人経営の責任体制の強化 平成17年4月1日施行

## 私立学校法改正の観点

- (1) 理事長の経営責任強化・・・理事長登記  
理事長は・・・法人内部の事務を総括する ⇒ 法人の業務を総理する
- (2) 理事会の役割、監事の役割、評議員会の役割(それぞれの機能強化)
- (3) 財務情報の公開・・・備付と閲覧・・・大学法人は、ホームページでの公開を奨励
- (4) 学校法人会計基準の改正の視点・・・基本金取扱の変更とBS上の注記事項拡大

## 学校法人と設置学校の関係強化

理事会(理事長)と教授会(学長)の役割分担

監事の監査機能の強化と意見具申機能の整備



## 学校法人運営調査委員制度について

- 昭和59年創設
- 私立学校関係者、公認会計士、弁護士、マスコミ関係者等30人の委員で構成
- 学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的とする。

### 運営調査の流れ

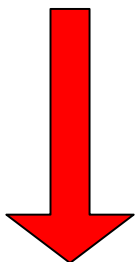
- ・当該年度実地調査の方針の決定
- ・調査対象法人の選定



### 実地調査(年間50法人)

(調査事項)

- (1) 学校法人の管理運営の組織及びその活動状況に関すること  
役員、評議員の就任状況、理事会、評議員会の開催・審議状況 等
- (2) 学校法人の財務に関すること  
経年的財務状況、会計処理状況、収益事業の実施状況 等
- (3) その他学校法人の業務の執行状況等に関すること  
業務の執行状況、諸規程の整備状況、事務組織の状況等、経営方針 等



指導、助言すべき事項を高等教育局長に報告するとともに、当該学校法人に対しても通知(改善状況報告を求める)

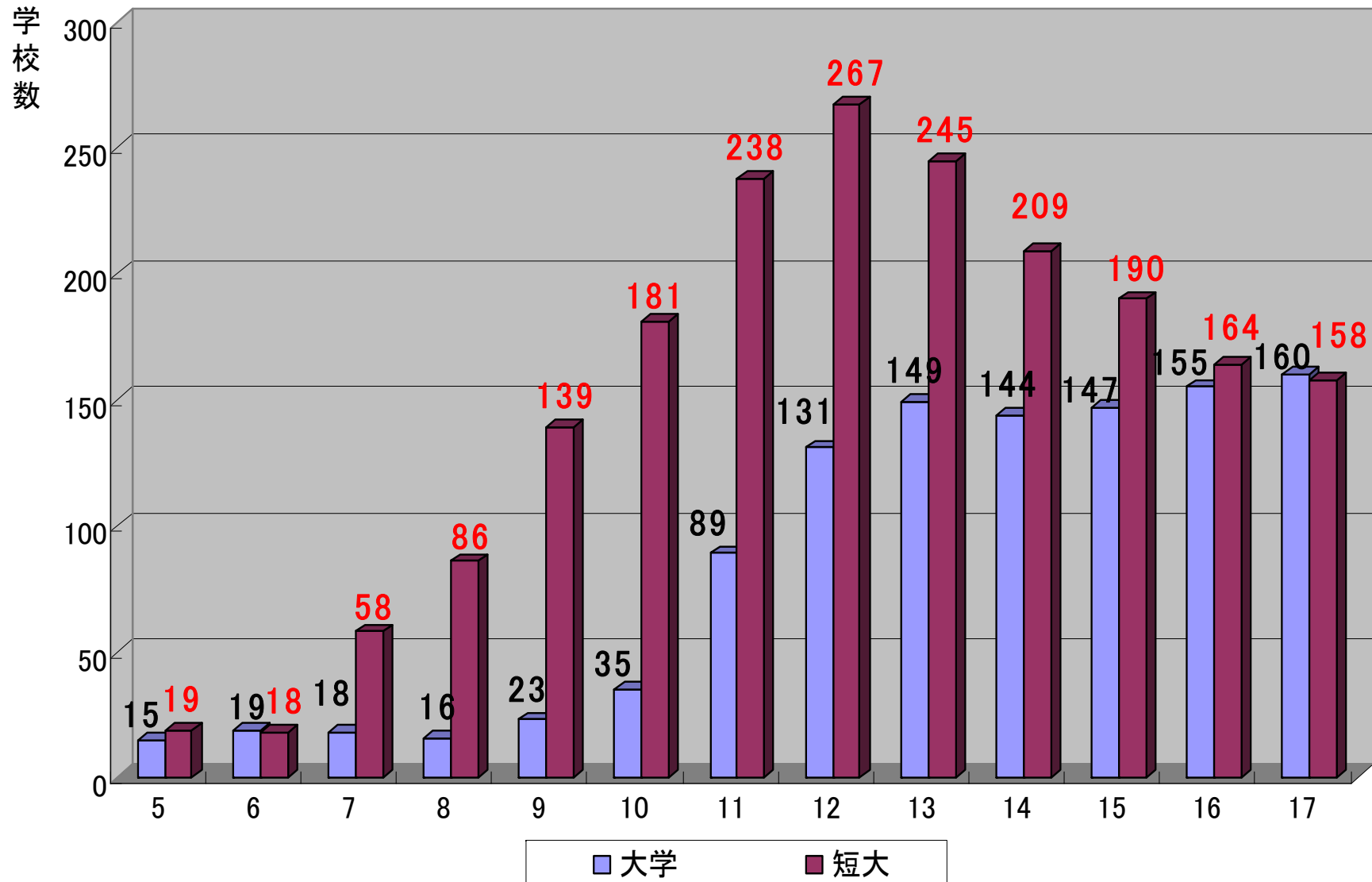
※通知を受けた法人は、「改善状況報告書」を作成し翌年7月末までに提出



## 学校法人と設置大学の質の保証、 経営の健全化と情報開示義務及び説明責任

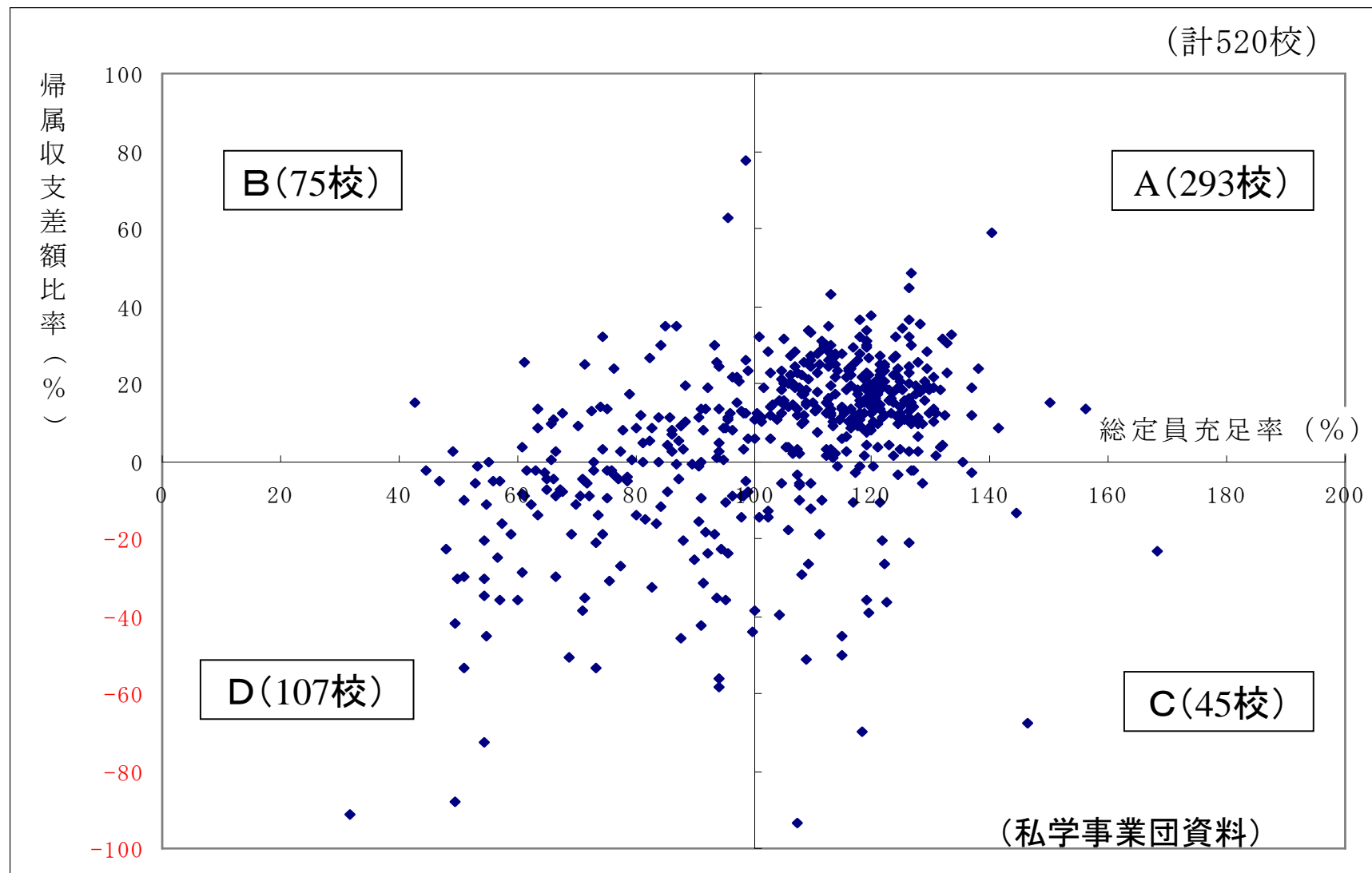
1. 学校法人の自己改革と健全化、  
監事の機能強化
2. 自己点検・評価と第三者評価のルーチン化、  
結果の公表
3. 学校法人の財務状況の開示と事業報告書  
作成の義務化
4. 経営困難学校法人への対応施策と  
学校法人運営調査制度の役割強化

# 大学・短大の入学定員未充足数





# 総定員充足率と帰属収支比率の関係 (平成15年度決算)







## 学校法人分科会における 審査の在り方と今後の課題

- 財政基盤の強化
  - 学生確保の見通し
  - 外部資金の導入
  - 合併
- 財務情報の公開
  - 事業報告書、決算財務報告
- 学校法人の継続性・安定性確保の在り方と  
学校法人運営調査との連携の在り方

### その他の課題

- 学校設置会社立大学の在り方と課題